

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 9 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500351号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500117号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を22万1,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を19万4,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年から平成17年までの給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は22万1,000円、平成16年7月20日は19万4,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500352号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500118号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を39万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月17日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は39万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500353号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500119号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月17日の標準賞与額を20万6,000円、平成16年7月20日の標準賞与額を18万7,000円、同年12月22日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年7月20日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月17日、平成16年7月20日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月17日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月22日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成15年及び平成16年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成15年12月17日、平成16年7月20日及び同年12月22日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成15年12月17日は20万6,000円、平成16年7月20日は18万7,000円、同年12月22日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500354号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500120号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月20日の標準賞与額を4万1,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月22日
③ 平成17年7月21日

年金事務所からのお知らせにより、A社在職中に支払われた請求期間の賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、調査の上、保険給付の対象となるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成16年及び平成17年の給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、平成16年7月20日、同年12月22日及び平成17年7月21日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる賞与額及び推認できる保険料控除額から、平成16年7月20日は4万1,000円、同年12月22日及び平成17年7月21日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500325号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500062号

第1 結論

昭和48年4月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月から昭和50年3月まで

私は、昭和50年にA県のB市からC業務を終えてD町の実家に戻ってきた。

その頃、私の住む地区では複数の班があって、私達家族が所属する班の理事が、町民税や国民年金保険料の集金をして町役場に納付していた。当時、その方はD町役場職員だったが、今から十数年前に死亡している。

その方から国民年金保険料は2年遡って納付できると聞いたので、家計を管理していた母がその方に私の国民年金の加入手続と過去2年分の国民年金保険料の納付手續をお願いし、それら手續が完了したときに書類を受け取っていたこと、母から「20歳から国民年金を積んだことになったからね。」と言われたことを覚えている。

請求期間は未納と記録されているが、納付したので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が国民年金の加入手続を行った時期は、請求者の国民年金記号番号前後の被保険者記録から昭和50年5月末頃と推認できることから、当該加入時期において請求者が請求期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能である。

しかしながら、請求者は直接国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求者の母は死亡していることから、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する状況は確認できない。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500336号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500064号

第1 結論

昭和45年*月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和47年3月まで

20歳になったときに周りから勧められてA市で国民年金に加入した。加入手続を誰が行ったか覚えていないが、請求期間当時に勤務していた美容室に、地域の係のB氏(故人)が毎月集金に来ており、その集金人を通じて請求期間に係る国民年金保険料を納付していた。請求期間に係る国民年金の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になったときにA市で国民年金に加入し、集金人を通じて請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、請求者の国民年金の加入手続は、請求期間後の住所地であるC市において行われていることが確認できる上、請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和48年5月中に当該手続を行ったことが推認できる。

また、請求者にそのほかの国民年金手帳記号番号が払出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る家計簿を提出しているが、当該家計簿には、国民年金保険料の納付に関する記載はない。

なお、A市は、昭和36年4月1日から地域の国民年金協力委員による国民年金保険料の集金を実施していたとしているところ、同市から提出された委員名簿によると、請求者が陳述している集金人と同姓の者の委嘱年月日は、昭和52年4月1日であることが確認できる。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500349号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500063号

第1 結論

昭和53年1月から昭和55年11月までの請求期間については、付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年1月から昭和55年11月まで

私は、A郡B町(現在は、C市)の役場で国民年金の加入手続をし、同時に付加年金の加入申出を行った。しかし、定額保険料は昭和53年1月から納付記録があるにもかかわらず、付加保険料の納付記録は昭和55年12月からとなっており、請求期間に係る付加保険料の納付記録がない。加入手続及び付加年金の加入申出は昭和55年12月より前に行ったはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が国民年金の加入手続を行った時期については、請求者に係る国民年金記号番号の前後の被保険者記録から昭和55年12月であったと推認できる上、B町が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和55年12月5日、同年12月16日及び昭和56年1月6日の3回に分けて、請求期間に係る定額保険料を遡って納付したことが確認できる。

また、付加年金については、その申出をした日の属する月以後の各月について付加保険料を納付する者となることができるとされているところ、前述の被保険者名簿及び請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者が付加年金の加入申出を行ったのは昭和55年12月12日であることから、制度上、請求期間に係る付加保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について請求者の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る付加保険料を納付していたものと認めることはできない。